

事業メニュー	被災者生活支援対策事業 「生活支援相談員設置」	事業期間	H17～H21
事業目的	被災者の福祉ニーズを把握し、必要な福祉サービスを調整、提供することを目的とする。		
事業内容等	<p>1 事業主体 市町村社会福祉協議会</p> <p>2 補助対象事業 市町村社会福祉協議会が、被災者の生活復興を専任とする「生活支援相談員」を設置する場合、その費用相当額を市町村社会福祉協議会に補助する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【事業の例示】</p> <p>ア 被災者への各種福祉・生活関連サービスの利用援助</p> <p>イ 被災者への各種在宅福祉サービス（食事サービス、ふれあいいきいきサロン、子育てサロン等）の開発・実施</p> <p>ウ 被災者への福祉的見守り・支援ネットワークづくり</p> <p>エ 被災地域の福祉コミュニティづくり</p> <p>オ 被災者の自宅及び仮設住宅等に出向いての相談、情報提供等業務</p> <p>カ 被災者への各種イベントの企画・実施業務</p> <p>キ その他、情報収集業務</p> </div> <p>3 補助対象経費 上記事業実施に要する人件費等の経費</p> <p>4 補助率 補助対象経費の10/10 但し、補助対象経費について他に補助金を受けている場合は、それらを控除した額</p> <p>5 補助限度額等 補助の限度額は生活支援相談員配置数にかかる額とする。</p> <p>6 補助期間 平成17年度から平成21年度</p>		
申請方法	<p>申請先：復興基金事務局に提出</p> <p>申請方法：所定の様式に必要書類を添付して申請</p> <p>申請時期：</p>		
担当	福祉保健部 福祉保健課 地域福祉係 内線2625		

# 事務手続きフロー図

事業メニュー：被災者生活支援対策事業「生活支援相談員設置」

